

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省5(Ⅲ-2-1))

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2:労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局 雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働基準局 総務課長 黒澤 朗 労働条件政策課長 渋谷 秀行 監督課長 竹野 佑喜 安全衛生部計画課長 松下 和生 安全課長 小沼 宏治 労働衛生課長 松岡 輝昌 化学物質対策課長 安井 省侍郎 雇用環境・均等局 総務課長 牛島 聡 雇用機会均等課長 安藤 英樹 有期・短時間労働課長 田村 雅 在宅労働課長 原田 浩一 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当) 田中 伸彦 賃金福祉統計室長</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の総合的計画的な対策を推進することで、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを図る。</p> <p>○ また、労働災害の一層の減少を図るため、第14次労働災害防止計画(2023年度～2027年度)に基づき、行政、労働災害防止団体、業界団体等が連携等した上で、計画の重点事項(※)を中心として労働災害防止対策の取組を図る。</p> <p>※14次労働災害防止計画における計画の重点事項 (1)自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 (2)労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 (3)高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 (4)多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 (5)個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 (6)業種別の労働災害防止対策の推進 (7)労働者の健康確保対策の推進 (8)化学物質等による健康障害防止対策の推進</p>				
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>○労働災害による死亡者の数は、安全衛生の水準の改善等により、令和4年では過去最小となったが、労働災害による休業4日以上の死傷者の数については、第三次産業への就労者の増加に伴う、労働者の作業行動に起因する労働災害の増加や、労働災害発生率(死傷千人率)が高い60歳以上の高年齢労働者の増加、外国人労働者の増加等のさまざまな要因により、令和4年では過去20年で最多となっており、安全衛生対策の更なる取組促進が不可欠な状況にある。</p> <p>○また、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。</p> <p>○このほか、化学物質の性状に関連する強い労働災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)は年間約500件発生しており、減少がみられず、また、その原因の多くを占めるのは、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等による個別規制の対象外の物質であり、こうした危険性又は有害性等を有する化学物質に対する対策が必要となっている。</p>				
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・労働災害は長期的には減少しており、令和4年には労働災害による死亡者の数は過去最少の774人(前年比4人、0.5%減)となった。引き続き、第14次労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅に向けた対策が必要である。</p>			
	<p>2</p>	<p>・第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上の死傷者数を、平成29年と比較して令和4年までに5%以上減少させることを目標として掲げ、対策に取り組むこととしていたものの、令和4年は平成29年比で9.9%の増加となっており、高年齢労働者の増加などの就業構造の変化等を考慮して、対策を推進する必要がある。</p>			
	<p>3</p>	<p>・第三次産業への就労者の増加に伴って、対策のノウハウが蓄積されていないことや、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加しているため、これらの労働災害の防止対策を推進する必要がある。</p> <p>・特に、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、その結果、令和4年の60歳以上の高年齢労働者の休業4日以上の死傷者数の全年齢に占める割合は25%を超えているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっているため、高年齢労働者が安全に働ける環境づくりが必要である。</p>			
	<p>4</p>	<p>・近年、我が国では、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者は年々大幅に増加している。平成31年4月に在留資格「特定技能」が創設されたことやその背景である労働力不足を踏まえ、外国人労働者は引き続き増加していくと見込まれている。</p> <p>・外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、①日本語そのものの理解が不十分であること、②コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解が不足していること等の特性があることから、当該外国人労働者の母国語等を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育等の実施が必要である。</p> <p>・また、外国人労働者を雇用する事業者に対しても、外国人労働者の安全衛生管理についての相談体制を確保する等により、事業者を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要である。</p>			
	<p>5</p>	<p>・職場における労働者の健康保持増進の課題については、メンタルヘルスや高年齢労働者の増加への対応等多様化している。また、現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の半数を超えており、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数は2013年度以降700件～900件台、そのうち、死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は概ね150～200件前後(令和4年度は121件)となっている。</p> <p>・そのため、働き方の多様化による現場のニーズに対応した産業保健体制・活動が必要である。また、ストレスチェック制度に基づき実施されるストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善の取組や労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進する必要がある。</p>			
	<p>6</p>	<p>・産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年約1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施が義務づけられているものは673物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分に行われているとはいえない状況にある。</p> <p>このため、危険性有害性が確認されている化学物質全てをリスクアセスメント等の対象にする必要がある。</p>			

課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること	死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、その撲滅を目指すため。
	目標2 (課題2)	就業構造の変化等に対応した対策や業種別の対策の推進により死傷災害を減少させること	労働災害による死傷者数は増加傾向にあり、依然として年間約13万人が労働災害に被災し休業(4日以上)していることから、就業構造の変化等に対応した対策や業種別の対策の推進により死傷災害を減少させることが必要であるため。
	目標3 (課題3)	労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策を推進すること	令和4年の労働災害による死傷者数全体のうち、対策のノウハウが蓄積されていないことや、労働者の作業行動に起因する転倒、腰痛等の「動作の反動、無理な動作」といった労働災害による死傷者数が約4割を占めており、対応が強く求められている。特に、高齢労働者の労働災害発生率は高く休業日数も長期化する傾向にあることから、年齢の上昇に着目した対策は重要であるため。
	目標4 (課題4)	外国人材の受入れ環境整備等を図るため外国人労働者の労働安全衛生を確保すること	外国人労働者数が増加する一方で、我が国の安全衛生対策等に関する知識が乏しい、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者も少なくない中で、日本人労働者の場合と同様、労働安全衛生確保に努めることで、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現に資するため。
	目標5 (課題5)	労働者の健康確保対策を推進すること	働き方の多様化による現場のニーズに対応した産業保健体制・活動の必要性や仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあること等から、労働者の健康確保対策を推進することは、労働者の心身の健康確保対策としてこれまでになく強く求められているため。
	目標6 (課題6)	化学物質等による労働災害防止対策を推進すること	国際動向等を踏まえた化学物質による労働災害防止対策を推進することで、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化といった新たな課題に対応するため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年	目標年			年ごとの実績値						
					令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)		
① 労働災害による死亡者数 (アウトカム)	774	令和4年(2022年)	735	令和9年(2027年)	—	—	—	—	—	労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間約800人が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、取組を強化する必要がある。	令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において、同計画に掲げる各指標が達成できた場合、労働災害全体として、「死亡災害については、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する」ことが期待されることとして踏まえ、本指標を設定している。 ※労働災害による死亡者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値等についても暦年単位の記載としている。 ※第13次労働災害防止計画(平成30年～令和4年度)とは本指標の目標値等の考え方が異なるため、当該計画期間中の目標値は「—」としている。 ※また年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「—」としている。
					845人	784人	778人	774人			

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年	目標年			年ごとの実績値						
					令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)		
② 労働災害による死傷者数 (休業4日以上) (アウトカム)	132,355	令和4年(2022年)	132,355未満	令和9年(2027年)	—	—	—	—	—	労働災害による死傷者数は、依然として年間約13万人が労働災害に被災し休業(4日以上)している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。	令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において、同計画に掲げる各指標が達成できた場合、労働災害全体として、「労働災害による休業4日以上の「死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して、2027年までに減少に転ずる」ことが期待されることとして踏まえ、本指標を設定している。 ※労働災害による死傷者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値等についても暦年単位の記載としている。 ※第13次労働災害防止計画(平成30年～令和4年度)とは本指標の目標値等の考え方が異なるため、当該計画期間中の目標値は「—」としている。 ※また年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「—」としている。
					125,611人	125,115人	130,586人	132,355人			

達成手段1・達成手段2 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	職業病予防対策の推進 (不明)	164百万円 135百万円	130百万円 66百万円	105百万円	1.2	技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催するとともに医療機関を対象に医療従事者の職業被ばくの低減等を目的とするマネジメントシステムの導入を支援し、適正な職業病予防対策の推進を図ることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0453
(2)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度)	360百万円 253百万円	388百万円 338百万円	283百万円	1.2	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センターや大阪安全衛生教育センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設所有者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。施設を維持することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標1及び2の改善に必要であると見込んでいる。	2023-厚労-22-0485
(3)	労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	1,805百万円 1,805百万円	2,511百万円 2,511百万円	2,549百万円	1.2	労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠であり、事業主の自主的な取組の支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0483
(4)	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業 (昭和47年度)	1,430百万円 1,225百万円	1,303百万円 1,147百万円	1,266百万円	1.2	労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断を実施する。これにより、一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0458
(5)	女性労働者健康管理等対策費 (昭和48年度)	8百万円 4百万円	18百万円 16百万円	18百万円	1.2	男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようにするため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することで労働災害の防止等を図り、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0481
(6)	粉じん障害防止総合対策費 (昭和49年度)	17百万円 7百万円	17百万円 0.7百万円	17百万円	1.2	第10次粉じん障害防止総合対策の普及啓発のため、産業医等を対象とした講習会や事業場に対する集団指導、関係団体との連絡会議等を実施する。これらにより、事業場における衛生水準を向上させることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0457
(7)	家内労働安全衛生管理費 (昭和49年度)	12百万円 7百万円	11百万円 9百万円	13百万円	1.2	家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。家内労働者の安全の確保及び健康の保持、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防を推進することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0477
(8)	産業医学助成費補助金 (昭和53年度)	7,282百万円 7,282百万円	6,686百万円 6,686百万円	6,788百万円	1.2	産業医科大学に対する助成、産業医科大学の学生への修学資金の貸与等の事業を通じて、産業医の養成、輩出及び資質の向上、並びに産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実を図ることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0484
(9)	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進 (平成元年度)	32百万円 31百万円	24百万円 21百万円	24百万円	1.2	林業における安全衛生対策の推進を図るため、林業における労働災害の多くを占める伐木時の労働災害を防止するための講習会を実施する。併せて、必要であると考えられる都道府県労働局に、林業の作業現場等を巡回し、振動障害の防止に係る知識の普及等を行うチェンソー取扱作業指導員を配置する。これらにより、振動障害の予防対策を含めた林業における労働災害防止に資するため、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0472
(10)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	1,384百万円 1,356百万円	1,106百万円 1,038百万円	1,531百万円	1.2	雇用環境・均等部(室)では、労働者の心身の健康に重大な影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、妊娠・出産に関するハラスメント、パートタイム労働者の健康管理にかかる問題等、労働者の安全衛生に係る行政指導や相談対応を行っている。これらの行政指導等の記録を適正にデータベース管理し、情報の一元管理及び職員間の情報共有による迅速かつ正確な事務処理が行われることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0487
(11)	就労条件総合調査費 (平成12年度)	21百万円 21百万円	21百万円 20百万円	-	1.2	常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。当該調査結果は、労働政策審議会の各種分科会、検討会、研究会等で、労働者の安全衛生の確保に関する施策の基礎資料とされており、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※予算について令和5年度より業務取扱費に組替え	2023-厚労-22-0486
(12)	化学物質管理の支援体制の整備 (平成12年度)	156百万円 132百万円	- -	-	1.2	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。 他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することで化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(31)に統合	-
(13)	ポジティブ・アクション周知啓発事業 (平成19年度)	956百万円 800百万円	746百万円 659百万円	720百万円	1.2	女性労働者がその能力を十分に発揮し、就労継続できるような雇用環境を整備するため、ポジティブ・アクションを推進する。また、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の健康の確保を図るため、雇用均等指導員(パワハラ担当、均等担当)の設置等により、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策を推進する。 パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策に取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、職場環境の改善が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0468

(14)	パートタイム・有期雇用労働者均等待遇推進事業 (旧:短時間労働者均等待遇啓発事業) (平成19年度)	663百万円 611百万円	566百万円 506百万円	758百万円	1.2	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善にあたり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。 パートタイム・有期雇用労働法に規定される事項について、事業主に遵守を促すには、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理状況を聴取して、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対しても、健康診断の実施等、労働安全衛生法等に基づく措置を講ずる必要があることについて説明し、理解を求めることが効果的である。雇用均等指導員はそれらの業務を担う者であり、支援事業所の件数が法に沿った雇用管理を行う事業所数の増加につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0541
(15)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	161百万円 139百万円	214百万円 100百万円	268百万円	1.2	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)については、「働き方改革推進のための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)の国会附帯決議事項として、過労死防止の観点から見直し求められていたことから、労働政策審議会の下に設置した専門委員会における議論をとりまとめ、令和4年12月に「改善基準告示」の改正を行った(令和6年4月に施行)。 また、特にトラック運転者については、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があることから、トラック運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善を促進する。 これらの施策は自動車運転者の就業環境の改善に資するものであり、自動車運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながるものであることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0476
(16)	石綿障害防止総合相談員等設置経費 (平成21年度)	665百万円 566百万円	736百万円 698百万円	737百万円	1.2	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業に係る相談業務、届出の審査等を実施することで、労働者の健康障害防止対策に寄与することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0460
(17)	職場におけるメンタルヘルス対策事業 (平成21年度)	253百万円 239百万円	232百万円 187百万円	301百万円	1.2	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、働く人等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール・電話・SNS相談等を実施する。 精神障害による労災請求件数は増加傾向にあるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや働く人等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0467
(18)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度)	496百万円 323百万円	483百万円 311百万円	483百万円	1.2	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13カ国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。 本事業は、外国人労働者、派遣労働者の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0475
(19)	機械等の災害防止対策費 (平成23年度)	1,025百万円 947百万円	670百万円 553百万円	647百万円	1.2	下記取組により、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ・ 危険性・有害性のある機械設備等について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置届等に係る審査及び実地調査を行い、機械設備等の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。 ・ 都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。 ・ 市場に流通している機械等(墜落制止用器具)を対象に貫取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。 ・ ボイラー等の先進的技術の導入等による高度かつ柔軟な管理を推進するため、ボイラー等の状態の使用条件等を考慮した詳細な解析等に基づく供用適性評価(FFS)を取り入れた維持管理の基準(維持基準)に必要な新技術その他の要件の検討を行う。 ・ 安全衛生に係る指導を強化するため、労働基準監督署に計画届審査員を配置し、工事等の計画届審査業務を行う。	2023-厚労-22-0474
(20)	建設業における安全衛生対策事業 (平成23年度)	134百万円 121百万円	210百万円 126百万円	210百万円	1.2	建設業においては、死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害の防止が喫緊の課題であるため、労働安全衛生規則の改正等により足場等からの墜落防止措置を強化するなどの施策を推進することに加え、足場の組立・解体時の墜落・転落の防止効果が高い手すり先行工法等の「より安全な措置」や現場に対する指導・技術的支援、一人親方等への安全衛生教育を行うことで、死亡災害が多い足場からの墜落を防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0471
(21)	職場における受動喫煙対策事業 (平成23年度)	48百万円 48百万円	48百万円 48百万円	42百万円	1.2	職場での受動喫煙対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家等が電話対応又は実地指導等を行う。また、経営者・安全衛生担当者を対象とした受動喫煙対策に係る説明会を開催する。これらにより、労働者の健康の保持増進の観点から適切な受動喫煙対策が講じられるよう支援を行い、事業場における適切な受動喫煙対策の実施を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0462
(22)	受動喫煙防止対策助成金等 (平成23年度)	390百万円 144百万円	386百万円 129百万円	216百万円	1.2	既存特定飲食提供施設を対象に、受動喫煙による健康影響から労働者を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって職場における受動喫煙対策の一層の促進を図ること、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0463
(23)	労働安全衛生法に基づく免許・技能講習制度の安定的運営事業 (平成23年度)	207百万円 187百万円	369百万円 334百万円	308百万円	1.2	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録省令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録省令第24条、第25条及び登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力、管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。一元的に管理したデータを活用して、異なる登録教習機関での講習修了履を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながる。また、労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間を短縮するために、申請書類のチェックや不備書類の返送及び督促等を外部委託する。 労働安全衛生法に基づく免許証の申請から発行までの期間の短縮や技能講習修了証の一元化を行い、免許・技能講習制度を安定的なものとすることにより、労働災害の減少を図られることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0452
(24)	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (平成23年度)	322百万円 254百万円	299百万円 254百万円	284百万円	1.2	東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく管理データベースの運用、緊急作業従事者等を対象とした健康相談等を行う。 これらにより、緊急作業従事者等の健康状態の長期的管理を促進されることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0454
(25)	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組 (平成23年度)	3,060百万円 2,949百万円	2,882百万円 2,696百万円	2,425百万円	1.2	時間外労働及び休日労働に関する協定について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を作成する。 時間外及び休日労働協定の未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理の知識等の習得が必要な事業場に対して専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する。 労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労働条件相談ほっとライン」の設置、労働条件ポータルサイトの運営、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施、労働法教育に関する指導者用資料の活用に向けたセミナーの開催、問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行う。 本事業は、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0466

(26)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	78百万円	-	-	1.2	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、女性労働者の健康確保に関する問題や、労働災害の要因ともなるセクシュアルハラスメント等に対する対応策について、相談対応や講師派遣など女性関連施設等への支援事業を実施する。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了。	-
		76百万円	-	-			
(27)	女性就業支援全国展開事業(土地建物賃料等) (平成23年度)	85百万円	-	-	1.2	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了。	-
		57百万円	-	-			
(28)	自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 (平成23年度補正)	164百万円	-	-	1.2	自然災害からの復旧・復興工事においては、多数の中小事業者が参入するとともに、建設需要の急増していることも相まって、作業に熟練した労働者、管理者不足し、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、被災地域に安全衛生に関する拠点を設置し、工事現場へ専門家による巡回指導を実施することにより当該現場の統括安全衛生管理体制を確保するとともに、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生教育支援を実施することで、被災地域における労働災害の防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了	-
		154百万円	-	-			
(29)	母性健康管理推進支援事業 (平成24年度)	45百万円	50百万円	55百万円	1.2	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置が企業において適切に実施されるよう、また、医師等の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」がより広く活用されるよう、サイトの運用、研修会の実施等により企業に対する周知・啓発、情報提供を行う。 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理の広報等を実施することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0479
		35百万円	47百万円				
(30)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)	1,607百万円	1,026百万円	893百万円	1.2	転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好取組事例を共有する。さらに、高齢労働者による労働災害を防止するため、エイジフレンドリー補助金により労働災害防止のための設備・装置や運動指導等の導入を補助する。併せて、外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材等の普及や外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家による対面支援・指導等を実施する。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0473
		1,460百万円	1,033百万円				
(31)	職場における化学物質管理に関する総合対策 (平成25年度)	144百万円	191百万円	352百万円	1.2	化学物質による労働災害防止のため、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正し、ばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを義務付けた。 他方、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては、こうした取組を行うには困難な点があると考えられることから、これらの制度の施行(令和5年度、令和6年度)及び今後の規制対象物質の拡大に向け、適切な化学物質管理の支援及び促進を図ることで化学物質による労働災害の防止を図る。 また、型式検定の対象となっている呼吸用保護具について、流通段階での性能等の調査を実施し、製造上の問題により型式検定に定める性能を有しない製品の製造者等に対して回収や改善の指導を行う。 特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」という。)が改正され、第3管理区分に区分されその改善が困難な場合は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、保護具の内側と外側の濃度を比較することで当該保護具が適切に装着されているか確認するフィットテストを実施することが令和4年4月1日から事業者が義務づけられるが、特に資力の乏しい中小企業が高価な測定機器を備え付けるのは困難である状況である。そのため、測定機関等事業者にフィットテスト測定機器の購入費用の一部を補助(間接補助金)することにより、中小企業等が義務づけられるフィットテストを円滑に実施できる体制を構築する。 これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(12)が当該項目に移管。 ※令和5年度より(32)の一部が当該項目に移管。 ※令和5年度より(35)が当該項目に移管。	2023-厚労-22-0464
		130百万円	93百万円				
(32)	石綿等による健康障害防止対策の推進 (平成25年度)	869百万円	394百万円	248百万円	1.2	建築物の解体等の作業に従事する労働者の石綿による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則や「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等ばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づき、適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る。さらに、令和2年7月に改正され、今後順次施行される石綿則について、周知等を行う。 また、改正石綿則を踏まえた各種研修を行うとともに、建築物の解体等の現場などの石綿空气中濃度測定を実施し、石綿ばく露防止対策の一層の推進を図る。以上から、労働者の健康障害防止が期待できる測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※一部について令和5年度より(31)に移管する。	2023-厚労-22-0459
		730百万円	297百万円				
(33)	治療と職業生活の両立支援事業 (平成25年度)	120百万円	121百万円	115百万円	1.2	労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。また、両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催、取組事例の収集・公表等を行い、広く関係者に周知することにより、疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援を推進する。 職場環境等の複雑化や労働者の高齢化等に伴い、疾病を持つ労働者の通院や治療と仕事の両立のための支援体制が課題となっており、これらの対策を推進することにより、疾病の増悪防止等につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0470
		109百万円	105百万円				
(34)	家内労働安全衛生確保事業 (平成25年度)	15百万円	15百万円	15百万円	1.2	危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病の予防のため、危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した災害防止の好事例をヒアリング調査するとともに、家内労働の安全衛生確保等に関するセミナー等の実施や総合的な情報提供を行うサイトの運営を行う。 本事業は、危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病を予防することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0478
		15百万円	15百万円				
(35)	作業環境管理等対策事業 (平成26年度)	55百万円	56百万円	-	1.2	近年の技術の進展等により、UISでは防毒電動ファン付き呼吸用保護具に係る構造等が定められている一方で、労働安全衛生法においては現在、構造規格がなく、型式検定の対象にもなっていない。メーカー等から当該保護具の構造規格が要望されていることから、実態調査や性能試験の実施、有識者による検討評価を行い、防毒電動ファン付き呼吸用保護具の構造規格の策定を行う。 また、型式検定の対象となっている呼吸用保護具について、流通段階での性能等の調査を実施し、製造上の問題により型式検定に定める性能を有しない製品の製造者等に対して回収や改善の指導を行う。以上により、適切な作業管理等が可能となることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和5年度より(31)に統合	2023-厚労-22-0461
		50百万円	56百万円				
(36)	東電福島第一原発・除染作業に係る放射線関連情報の国際発信の強化 (平成26年度)	16百万円	14百万円	13百万円	1.2	作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するほか、英文冊子にまとめる。さらに、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国連科学委員会(UNSCEAR)等の国際機関や専門家、ホームページの掲載事項の案内や冊子を配布する等積極的な情報提供を実施し、我が国の施策等について国際機関等に対し情報発信を行うことで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0455
		14百万円	13百万円				
(37)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度)	4,866百万円	5,878百万円	5,247百万円	1.2	脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災請求件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0465

(38)	安全衛生啓発指導等事業 (平成27年度)	706百万円 653百万円	559百万円 716百万円	353百万円	1.2	職場の危険性や有害性を認識する上で有用な情報となる他の事業場の災害事例や改善方策、危険箇所の「見える化」などの好事例をホームページで提供する。また、労働災害防止についての指導啓発を目的として、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0451
(39)	過労死等防止対策推進経費 (平成27年度)	197百万円 188百万円	211百万円 209百万円	212百万円	1.2	「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発事業を実施する。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0469
(40)	労働基準行政関係相談業務の外部委託化経費 (平成28年度)	1,009百万円 1,009百万円	1,021百万円 1,020百万円	2028百万円	1.2	労働基準行政関係の電話相談業務に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数や適用事業場数が多いなど、業務繁忙になっている労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応すること等により、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に充てる時間を確保し、労働基準関係法令の履行確保と労働安全衛生水準の向上に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0482
(41)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策 (平成28年度)	43百万円 29百万円	- -	-	1.2	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、競技施設の建設、インフラ整備、再開発等が集中的に行われるが、こうした建設投資の増大に対し、建設業界では作業に習熟した労働者、管理者不足、現場における適切な安全衛生管理体制が確保されず労働災害の増加が懸念される状況にあるため、労働者の能力に応じた安全衛生教育教材作成、新規入職者等の経験が浅い工事従事者等への安全衛生教育及び施工業者への技術指導等を行うことにより、労働災害の防止を図り、以て測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。 ※令和3年度限りで終了	-
(42)	東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化 (平成28年度)	32百万円 24百万円	29百万円 22百万円	26百万円	1.2	被ばく線量低減に関する専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討および好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行う。さらに、元請事業者の施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施する。これにより、効果的な被ばく低減対策が実施できるようになることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0456

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年	基準年			年ごとの実績値					
					令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	
○3 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合(アウトプット)	-	-	50%以上	令和9年(2027年)	-	-	-	-	-	転倒災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの対策を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。また、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることから本目標の指標とした。 ※本指標については、年単位で調査・公表するため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「―」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「―」としている。
達成手段3 (開始年度)	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号
(43) 第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)(再掲)	1,527百万円 1,460百万円	1,026百万円 1,033百万円	893百万円	3	転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好取組事例を共有する。さらに、高齢労働者による労働災害を防止するため、エイジフレンドリー補助金により労働災害防止のための設備・装置や運動指導等の導入を補助する。併せて、外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材等の普及や外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家による対面支援・指導等を実施する。これらにより、測定指標3の改善に寄与すると見込んでいる。					2023-厚労-22-0473

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年	基準年			年ごとの実績値					
					令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	
○4 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者にわかりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合(アウトプット)	-	-	50%以上	令和9年(2027年)	-	-	-	-	-	外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていることから、言語の違いに配慮したわかりやすい方法による安全衛生教育が有効と考えられるため、測定指標として選定した。また、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画において当該目標を掲げていることも踏まえ本施策の目標とした。 ※わかりやすい教育を実施している事業場の割合については、年単位で調査・公表するため、目標値も年単位のものとしている。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「―」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「―」としている。
(参考指標)					令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	
5 外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数(アウトカム)					5,450	7,503	6,498	6,508		外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数の実績を記載したもの。

達成手段4 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(44)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度) (再掲)	496百万円	483百万円	483百万円	4	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行う。また、13カ国語による外国人労働者相談コーナーを整備することにより、外国人労働者からの相談に的確に対応する。これらにより、測定指標4の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0475
		323百万円	311百万円				
(45)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業(就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進) (平成25年度)(再掲)	1,527百万円	1,026百万円	893百万円	4	転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好取組事例を共有する。さらに、高齢労働者による労働災害を防止するため、エイジフレンドリー補助金により労働災害防止のための設備・装置や運動指導等の導入を補助する。併せて、外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材等の普及や外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家による対面支援・指導等を実施する。これらにより、測定指標4の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0473
		1,460百万円	1,033百万円				

達成目標5について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年	目標値	目標年	年ごとの目標値(参考値) 年ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)		
○6	63.4%	令和4年 (2022年)	80%	令和9年 (2027年)	-	-	-	80%	-	現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えており、職場におけるメンタルヘルス対策を推進することが必要であるため。	過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、目標値等も年単位の記載としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「―」としている。
					-	61.4%	59.2%	63.4%			
○7	-	-	80%	令和9年 (2027年)	-	-	-	-	-	事業者には、産業保健活動の実施に際しては、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められていることから、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。 ※本指標については、年単位で調査・公表しているため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「―」としている。 ※年ごとの目標値は設定していないため、令和5年の目標値は「―」としている。	労働者の健康保持増進のためには、事業者が法令で定める健康確保措置を講じることに加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められていることから、令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。
					-	-	-	-			

達成手段5 (開始年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和5年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(46)	職場におけるメンタルヘルス対策事業 (平成21年度) (再掲)	253百万円	232百万円	301百万円	6,7	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール・電話・SNS相談等を実施する。精神障害による労災請求件数は増加傾向にあるが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや労働者等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標7及び8の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0467
		239百万円	187百万円				
(47)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度) (再掲)	4,866百万円	5,878百万円	5,247百万円	6,7	脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災請求件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標7及び8の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0465
		4,856百万円	5,772百万円				
(48)	過労死等防止対策推進経費 (平成27年度) (再掲)	197百万円	211百万円	212百万円	6,7	「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発事業を実施する。これらにより、測定指標7及び8の改善に寄与すると見込んでいる。	2023-厚労-22-0469
		188百万円	209百万円				

達成目標6について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年ごとの実績値						
						令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)		
8	危険有害性がある化学物質(労働安全衛生法第28条の2第1項の規定に基づいてリスクアセスメントを行うことが努力義務とされている化学物質に限る)を使用している事業所のうち、①リスクアセスメントをすべて実施している事業所の割合及び②リスクアセスメント結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を実施している事業所の割合(アウトカム)	①63.8% ②-	①令和4年 (2022年) ②-	①80%以上 ②80%以上	①令和7年(2025年) ②令和9年(2027年)	①-	①-	①-	①-	①-	産業現場で使用されている化学物質は約7万種類といわれているが、労働安全衛生関係法令で規制されている数百種類の化学物質を除く多くの化学物質については、個別規制がなく、化学物質に起因する労働災害の約8割が当該化学物質を起因としている。事業者は、化学物質を取り扱っている労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、そのためにはリスクアセスメントを実施し危険有害性を確認し必要な措置を講ずることが必要である。	令和5年3月に令和5～9年度の5か年を計画期間として策定された第14次労働災害防止計画において当該指標が掲げられていることも踏まえ、本目標の指標とした。 ※本指標については、①・②ともに年単位で調査等しているため、目標値等も年単位の記載としている。 ※本指標①②は、年ごとの目標値は設定していないため、目標値は「-」としている。 ※本指標②は第14次労働災害防止計画において初めて防災計画の指標としたものであるため、令和4年以前の目標値・実績値は「-」としている。
						②-	②-	②-	②-	②-		
達成手段6 (開始年度)		令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和5年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(49)	安全衛生施設整備等経費(昭和23年度)(再掲)	360百万円	388百万円	283百万円	8	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センターや大阪安全衛生教育センター等)については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設所有者としての責任を問われかねない重大な問題となること、また、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施される必要があることから、修繕等を実施する。施設を維持することにより、労働災害防止に係る調査や人材養成等が継続的に実施されることは、測定指標9の改善に必要であると見込んでいる。					2023-厚労-22-0485	
(50)	化学物質管理の支援体制の整備(平成12年度)(再掲)	156百万円	-	-	8	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進し、測定指標9の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(51)に統合。					-	
(51)	職場における化学物質管理に関する総合対策(平成25年度)(再掲)	144百万円	191百万円	352百万円	8	化学物質による労働災害防止のため、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正し、ばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを義務付けた。他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これらの制度の施行(令和5年、令和6年)及び今後の規制対象物質の拡大に向け、適切な化学物質管理の支援及び促進を図ることで化学物質による労働災害の防止を図る。これにより、測定指標9の改善に寄与すると見込んでいる。 ※令和4年度より(50)が当該項目に移管される。					2023-厚労-22-0464	
施策の予算額(千円)		令和3年度			令和4年度			令和5年度			政策評価実施予定時期	令和4年度
		29,083,178			28,236,019			25,690,042				
施策の執行額(千円)		27,792,886			26,965,839							
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		-				-		-				